

つがる西北五広域連合病院事業指定代理納付者の指定

令和元年7月5日
告示第1号

- 1 医療機関名
つがる総合病院
かなぎ病院
鱒ヶ沢病院
つがる市民診療所
- 2 指定代理納付者による代理納付の対象となる収入
つがる総合病院、かなぎ病院、鱒ヶ沢病院及びつがる市民診療所に係るつがる西北五広域連合病院事業使用料及び手数料等条例（平成23年つがる西北五広域連合条例第7号）別表に定める使用料及び手数料のうち、医業収益に係るもの。
- 3 指定代理納付者
（1）ユーシーカード株式会社（東京都千代田区内幸町一丁目1-5）
（2）株式会社日専連ホールディングス（青森県青森市長島二丁目18-6）
（3）株式会社ジェーシービー東北支社（宮城県仙台市青葉区中央2-9-27）
- 4 指定代理納付業務開始日
令和元年8月1日
- 5 本告示の施行に伴い、つがる西北五広域連合病院事業指定代理納付者の指定（平成27年3月30日付け告示第1号）は、令和元年7月31日をもって廃止する。